

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
地方創生推進交付金	<p>地域再生計画に記載された、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業に対して支援を行う。</p> <p>都市のコンパクト化や公共交通ネットワークの形成に関しては、先駆性を有する取組の立ち上がり段階や試行段階の事業経費等を支援する。</p> <p>(平成29年度からは、交付上限額・ハード事業割合・新規申請事業数について一層の弾力化を実施。)</p> <p>※平成30年度においては、空き店舗の活用による稼げるまちづくりの推進などの観点から「地方再生重点都市(仮称)」に対して国土交通省と連携して支援</p>	<p>内閣府 地方創生推進事務局</p>
空き店舗関連	<p>空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街に対し、地方創生推進交付金や関係府省による重点支援措置とともに、周囲からの協力要請にも応じず、商業の実態も居住の実態もない空き店舗等について、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例の解除を可能とする措置等を創設する。</p>	<p>内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局</p>
公共施設等の適正管理に係る地方債措置	<p>・公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、 ①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業 ②立地適正化計画に基づく地方単独事業 等に対し、元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方債措置等を講じる。</p> <p>・平成30年度においても、地方公共団体において必要な事業を実施できるよう、地方債計画及び地方財政計画において所要額を確保する。</p>	<p>総務省 自治財政局 財務調査課</p>
農山漁村振興交付金	<p>・都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援。</p> <p>・平成30年度においては、都市農業の多様な機能の発揮に係る支援について、事務の負担軽減等の観点から、個別補助金(都市農業機能発揮対策事業)による支援ではなく、交付金(農山漁村振興交付金)に統合し、支援する。</p>	<p>農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室</p>
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置	<p>安定的かつ確実に都市農業を継続するためには、意欲ある都市農業者等による農地の有効な活用を図る必要があることから、新たな都市農業振興制度の構築に併せて、生産緑地を賃借した場合でも相続税の納税猶予制度が継続適用される措置を創設する。</p>	<p>農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室</p>

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置	都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するため、土地利用規制等の措置に応じた税制措置を創設する(相続税・固定資産税等)。	国土交通省 都市局 都市計画課 公園緑地・景観課
地域・まちなか商業活性化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトシティ化に取り組む「まち(中心市街地)」、地域コミュニティ機能・買物機能を維持・強化する「商店街」において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業の活性化の取り組みや、これとあわせて行う公共的機能の強化に向けた取り組みに対する支援を行う。 平成30年度においては、中心市街地活性化支援では、コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域を支援するため、立地適正化計画における都市機能誘導区域内の事業に対する支援の重点化を行う。 また、商店街が実施する役割・規模・ステージに合わせた全国モデル型の新しい取組への支援については、地元の地方公共団体からより強い関与が得られる事業や立地適正化計画における都市機能誘導区域又は居住誘導区域内にある商店街が実施する事業を優先的に採択する。 	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 中小企業庁 経営支援部商業課
地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業 ※(「平成29年度 地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業」から名称変更)	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援する。(実施期間:平成29年度～31年度。平成29年度は宇都宮市、北九州市の2市を採択。) 平成30年度においては、上記について、継続して概算要求することに加えて、「(2)地域資源を活用した環境調和型の再エネ事業」(地方公共団体と地元企業等がコンソーシアムを形成し、ポテンシャル・費用対効果・地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、自然的社会的に持続可能な形で再エネを拡大する連携事業)を追加する。 	環境省 大臣官房 環境計画課
交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通政策基本計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するため、施策の進捗状況について適切にフォローアップするとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施する。 平成30年度においては、地域公共交通のデータ収集・分析・利用手法の利活用の推進等による公共交通ネットワークの再編の円滑化等を図る。 	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 参事官(総合交通)

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
スマートウェルネス住宅等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備等に対する支援を実施する。 ・平成30年度においては、良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地方公共団体、民間事業者等から構成される協議会が行う既存ストックを活用した居住環境の確保・再生を図る取組に対する支援を実施する。 	国土交通省 住宅局 安心居住推進課 市街地建築課市街地住宅整備室
既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・物流の効率化・低炭素化を図るため、既存の旅客鉄道、バス等、自家用有償旅客運送の空きスペースを活用した貨客混載による新たな物流システムを構築する事業者に対して、車両改造費や輸送機材等設備の導入を支援する。これにより、地域の公共交通ネットワークの有効活用が強化される。 ・平成30年度においては、従来の旅客鉄道に加えて、バス等の旅客自動車を活用した貨客混載を実施する事業者及び中山間地において、自家用有償旅客運送で旅客及び貨物を輸送することにより、マイカー利用及びトラック輸送を減少させる物流システムを構築する事業者等に対して支援を行う。 	国土交通省 総合政策局 物流政策課
官民連携基盤整備推進調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による地域活性化に資する基盤整備を推進するため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討を支援する。 ・平成30年度においては、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用したPPP/PFIの導入検討案件を重点支援するため、PPP/PFI導入検討の複数回調査への支援を強化する。 	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室
共同型都市再構築業務(民都機構による支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業等に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済で民都機構に返済。 ・平成30年度においては、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型(仮称)」を同機構の業務に追加する。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速する。 	国土交通省都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
地方再生重点都市(仮称)	人口減少、地域経済の縮小等の課題に直面するなか、内閣府(地方創生推進事務局)と連携し、地域活力の再生、まちの賑わい創出等に積極的に取り組もうとする自治体を30箇所程度選定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ集中的に支援を行う。また、自治体に対し人材面・ノウハウ面からも支援を実施する。	国土交通省都市局 市街地整備課 他
都市再生整備計画事業(歴史まちづくりの推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。 ・平成30年度においては、歴史・文化を活かした地域の活性化を図るため、枳形、土塁、馬場跡等の土木工作物や歴史的風致に配慮した駐車場などの歴史的風致維持向上施設の整備を新たに支援対象に加える。 	国土交通省都市局 市街地整備課
都市再開発支援事業(都市局) 基本計画等作成等事業(住宅局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等を一体的かつ総合的に促進するための地方公共団体による計画策定・コーディネートに要する経費を支援する。 ・平成30年度においては、社会経済情勢の変化や老朽化等により空洞化したビルの再生を専門家派遣や改修により支援することで、地方都市中心部等の活性化を図る。 	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
「空間再編賑わい創出事業(仮称)」の創設	人口減少局面を迎え、今後多くの都市では、空き家・空き地がランドムに発生する「都市のスポンジ化」が懸念される。このような空き地の集約化とその有効活用を促進するため、土地区画整理手法により小規模な土地の入替を可能とする「空間再編賑わい創出事業」を創設し、これに対する支援として、社会資本整備総合交付金(区画整理事業)と都市開発資金による融資制度を拡充するとともに、必要な税制改正要望を行う。	国土交通省 都市局 市街地整備課
低未利用土地利用権設定等促進計画(仮称)に係る特例措置の創設	市町村が、地域内に散在する低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な利用権の設定等を促進する制度を創設。(登録免許税・不動産取得税)	国土交通省 都市局 都市計画課

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
都市再生推進法人に低未利用土地等を譲渡した場合の特例措置の拡充	都市再生推進法人の業務に低未利用土地の利用に関する事業のための土地の取得等を追加することに伴う、都市再生推進法人に土地を譲渡した場合の特例措置の拡充。(所得税・法人税・個人住民税等)	国土交通省 都市局 都市計画課
地域利便確保協定(仮称)に係る課税標準の特例措置の創設	低未利用土地等を活用した、地域利便の確保・維持に資する施設の整備を促進するため、地権者が全員合意により、当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設。(固定資産税・都市計画税)	国土交通省 都市局 都市計画課